

(府労連)

回 答

令和 8 年 6 月 19 日

総 務 部 長

【府労連】最終回答

去る令和8年5月26日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨、ご意見を真摯に受け止めるとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会情勢等が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第12のご要求について、非常勤職員の特別休暇については、ドナー休暇、育児時間、子の看護等休暇及び短期介護休暇を有給化するとともに、出生サポート休暇、配偶者出産休暇及び配偶者育児参加休暇に係る勤務期間の要件を廃止する改正を、令和9年4月に実施したいと存じます。

第13のご要求について、庁舎における売店等の設置については、大手前庁舎においてスペースの確保や管理運営方法などの課題を整理した上で、他府県における取組事例も参考にしながら、今後検討してまいります。

その他のご要求の諸事項については、先般、職員長回答及び課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。